

子ども権利擁護に向けた 取り組み

令和8年3月13日（金）

熊本県中央児童相談所

1 子どもの権利のとらえ方の変遷

- ①近世まで ・ ・ 生まれてもすぐ亡くなってしまう存在
- ②近代以降 ・ ・ 「子どもの発見」こどもに対する親の愛情が人生の重要なテーマの一つ
- ③近現代 ・ ・ こどもを弱者あるいは被害者として位置付け社会または大人が保護しなければならない存在
 - 1924年 ジュネーブ宣言（国際連合で採択）
※第一次世界大戦で多くのこどもが亡くなったことの反省を踏まえ、立場や能力に関わらず社会から守られる存在とされた。
 - 1945年 ユネスコ設立、1951年 日本、ユネスコ加入
 - 1959年 子どもの権利に関する宣言（第二次世界大戦後に策定）
- ④現代 ・ ・ 子どもは、受動的なだけでなく、**自分の意思に従って自分を表現し、自分らしく生きる能動的な存在。**
 - 1989年 子どもの権利条約（第44回国連総会で採択）、1990年 条約発効
 - 1994年 日本批准
 - 2016年、2022年 児童福祉法改正

「被害的な弱い存在」から自分の意思をもつ能動的な存在へ（こども観の変貌）

2 子どもの権利条約（一般原則）

1 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

2 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが行われる時は、「その子供にとって最もよいこと」を第一に考えます。

3 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

4 差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親、人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

条約の主旨：子どもはおとなと同様に、一人の人間としての権利をもっている。

3 日本における子どもの権利の原則 (児童福祉法における子どもの権利)

子どもの権利を明記

- ・平成6年に子どもの権利条約を批准していたにもかかわらず、子どもの権利を明記した国内法がなかった。平成28年の児童福祉法改正は、昭和22年の制定以来の大改正。
- ・全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心に、その福祉の保障等の内容を明確化。

(1) 児童の福祉を保障するための原理の明確化

児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有する。

(2) 家庭と同様の環境における養育の推進（家庭養育優先原則）

国、地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援する。ただし、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(児童福祉法第1条から第3条に、児童の目線で福祉の保障等の内容を明確化)

【参考】 児童福祉法

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立がはかられることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 すべて国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身共に健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童を心身共に健やかに育成する責任を負う。

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第3条の2 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。（中略）児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、（中略）当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 子ども権利擁護に向けた熊本県の取組

■ 熊本県社会的養育推進計画の策定（令和2年3月）

- * 計画期間 令和2年度（2020年度）から令和10年度（2029年度）までの10年間
- * 児童養護施設等の小規模化、地域分散化、高機能化・多機能化等の促進
- * 里親登録数の増加の促進
- * 里親委託率 38%（2029年度）
- * 子どもが意見を表明できる機会の充実
- * 一時保護改革（通学できない、長期化、個別の対応が出来ていないなど）

■ こどもまんなか熊本・実現計画（令和7年3月）

- * こども・若者の権利の擁護
全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行いこどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する
- * こども・若者の意見の政策への反映
こども・若者の意見の政策への反映を進め、寄せられた意見について個人情報適切な保護を行った上で集約・分析する体制を構築する

5 子ども権利擁護に向けた児童相談所の取組

- ① 児童の意見聴取等措置の確実な実施
- ② 措置児童に対して、児童養護施設等は年2回、障害児入所施設は年1回、権利ノートを用いた個別面談を実施
- ③ 子どものニーズに応じて、子どもの知る権利を保障する「ライフストーリーワーク」を実施
- ④ 児童相談所の適正な運営のための第三者評価の実施や、第三者の目を確保するための研修生、ボランティア等の積極的な受け入れ
- ⑤ 一時保護所、児童養護施設等における社会的養護児童に対する意見表明支援の実施（民間アドボケイト）

※ その他、一時保護所運営指針の改正、意見聴取等措置の精度を上げるためのツールの開発などに取り組んでいます。

【参考】意見聴取等措置について

令和4年児童福祉法改正で施設入所等の措置や一時保護決定時にこどもの意見聴取等措置が義務化、またこどもの権利擁護に係る環境整備が県の業務として明記された。（R6年4月から施行）

1 意見聴取等措置が必要な場面

- ① 一時保護、在宅指導等措置、施設入所、里親等委託、指定発達支援医療機関への委託の決定、措置の停止・変更・期間更新
- ② 自立支援計画の策定、見直し、自立援助ホーム、母子生活支援施設への入居、面会制限

(

2 意見聴取等を行う者
原則として児相職員（児童福祉司、児童心理司）

3 意見聴取の流れ

① 子どもへの説明、意見聴取

- ・一時保護や入所措置等の理由、目的 聞いた意見の取り扱い等
- ・必要に応じて権利ノートや図、イラスト等を用いる

② 記録

- ・ケース記録に説明場所、方法、内容、子どもの反応等を記録

③ 聴取した意見意向の考慮

- ・聴取した意見は援助方針会議等で共有、勘案したうえで可能な限り意見意向を尊重

④ 子どもへのフィードバック

- ・決定内容と理由を説明、特に子どもの意見意向と反する決定を行う場合は説明を尽くす。

【その他の取り組み】

■ 障害児入所施設職員を対象にした3児相合同アンケートの実施

(趣旨)

社会的養護児童は特にその権利が失われやすいといわれており、関係者の深い理解と適切な対応が強く求められています。

そのため、児童養護施設等については、既にアドボケイトの完全導入や、施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修が例年実施されているところです。

そこで、障害児入所施設においてこどもに関わっておられる職員の方々に対しても、児童相談所の立場から何らかの支援が出来ないかと考え、まずは職員の方々のニーズを把握するためのアンケート調査を実施することといたしました。ご多忙中とは存じますが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

(回答期限) 令和8年3月31日

(回答方法) Logoフォーム

現場のみなさまの意見をお聞かせください！

県児童相談所では、R3年度に「子どもの育ちを支えるプロジェクトチーム」を設置し、主に児童養護施設を対象として各種支援を行ってまいりましたが、今後は、障害児入所施設の職員の方々に対しても、社会的養護児童の権利その他について、県内三児童相談所と共有する場を設けたいと考えています。

つきましては、皆様方のニーズを把握するため、お忙しいところ恐縮ですが、本アンケートに御協力くださいますようお願いいたします。

こちらからご回答ください（所要時間は5分程度です）



©2010 熊本県くまモン

